

伊丹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び伊丹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び伊丹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 5 年 6 月 8 日 提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

理 由

こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備に関する内閣府令（令和 5 年内閣府令第 3 3 号）による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 2 6 年内閣府令第 3 9 号）及びこども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和 5 年厚生労働省令第 4 8 号）による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 1 号）の一部改正に伴うため。

伊丹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び伊丹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和５年伊丹市条例第 号）

（伊丹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第１条 伊丹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年伊丹市条例第３８号）の一部を次のように改正する。

第７条第２項中「いる法第１９条第１号」を「いる同号」に、「の法第１９条第１号」を「の同号」に改め、同条第３項中「いる法第１９条第２号」を「いる同条第２号」に、「の法第１９条第２号」を「の同条第２号」に改める。

第１６条第１項第３号中「第２５条」を「第２５条第１項」に改め、同項第４号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第３６条第２項中「いる法第１９条第２号」を「いる同条第２号」に改め、同条第３項中「法第１９条第１号に」を「同号に」に、「法第１９条第１号又は第２号」を「同号又は同条第２号」に改め、「、「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を削る。

第３７条第２項中「いる法第１９条第１号」を「いる同条第１号」に改め、同条第３項中「「法第１９条第１号に」を「「同号に」に、「法第１９条第１号又は」を「同条第１号又は」に改め、「総数」と、」の右に「「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第１号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、」を加える。

第３８条第１項中「同省令」を「同令」に改める。

第40条第2項中「の法第19条第3号」を「の同号」に改める。

第45条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第49条中「利用定員の定員を」を「利用定員を」に改める。

第52条第3項中「法第19条第1号」を「同条第1号」に改め、「含む。）」と」の右に「, 「同号」とあるのは「同条第3号」と」を加える。

第53条第2項中「法第19条第3号」を「同条第3号」に改める。

(伊丹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 伊丹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年伊丹市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第26条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。